

「ある重婚例」に 関する一考察

河原英夫

1——緒言

昭和46年7月7日付読売新聞<京浜読売版>に「役所のミスで二人妻」という大見出しで重婚に関する記事が掲載されていた。この記事の内容は重婚になった経緯と戸籍事務管掌者たる市町村長が重婚の存在を発見した場合の処置すなわち戸籍法にもとずき直ちに届出人に訂正するよう通知しなければということが、なされぬままに放置されたというものである。重婚という戸籍上珍しい事件についてこの新聞記事掲載を機会に、季報編集委員の方の要請もあったので、まとめてみたのがこの小論である。自己の仕事に関係があるとはいえ日ごろの不勉強を考えると内心じくじたるものがある。

2——重婚にいたるまでの 経緯

<1>昭和27年5月12日 A男とB女との婚姻届が神奈川県長になされ受理された。

<2>昭和41年11月17日 神奈川県長に相模原市からの転籍届が受理された。

<3>昭和42年1月19日 A男とB女との協議離婚届が神奈川県長になされ、受理された。

<4>昭和42年1月27日 A男とC女との婚姻届が神奈川県長になされ、受理された。

<5>昭和42年4月26日 A男とB女との協議離婚無効の確定審判が新潟家庭裁判所十日町出張所により下された。

<6>昭和42年5月4日 協議離婚無効の確定審判によりB女は、戸籍訂正を新潟県中魚沼郡津南町長に申請し受理された。

<7>昭和42年5月22日 戸籍訂正申請書が本籍地である神奈川県長に送付され、同日付でB女の戸籍がA男の妻として回復された。

<8>昭和46年8月現在 A男とC女は生活をともにしているが、B女は新潟県に居住している。

以上のことを総合すると、A男とB女の婚姻<前婚>の協議離婚届出が受理された後、A男とC女の婚姻届出により婚姻<後婚>が成立したが、その後、前婚の妻であったB女が協議離婚無効の訴を起し、家庭裁判所の

審判により前婚の協議離婚無効が確定したため、前婚回復の戸籍訂正の申請により前婚は回復され、前婚及び後婚ともに有効に成立したものである<戸籍上妻二人が記載された>。

3——重婚に関する現行法制

わが国の民法は事実婚<社会婚>主義に対し法律婚主義<民法739条>をとっている。すなわち戸籍法の定めるところによって、婚姻の届出をしない限り、いわゆる内縁関係で男女が生活をともにしている状態では、婚姻しているとは認められないのである。現今の社会生活において夫が妻の外に他の女性と生活をともにしている事実は意外に多いと思われるが、これは法律でいう重婚に当たらない。重婚とは事実関係はどうであれ、「配偶者のある者が重ねて婚姻することである。すなわちわが国の法律制度では婚姻とは一夫一婦の結合であることを宣言するので、その婚姻は届出により成立する。従って戸籍事務管掌者は実質的審査権がないので、形式上具備された届出がなされた以上、たとえ婚姻の意思がないものでも<不受理の申立のない限り>受理される。重婚はこの法律上の婚姻が二重に成立する

ものであって、事実上の夫婦関係とが重複する場合を含むものでない。

現行法上重婚に関する規定として、民法第732条で「配偶者のある者は、重ねて婚姻することはできない。」と「重婚の禁止」を規定しており、また刑法第184条で「配偶者アル者重ネテ婚姻ヲ為シタルトキハ二年以下ノ懲役ニ処ス其相婚シタル者亦同シ」と規定してあり、刑事罰の対象としている。これら民法及び刑法の規定は、公益的な理由あるいは家庭の保護を考慮した立法例といわれている。

4——重婚が生ずる事例

さきに述べたように、婚姻は届出により成立することになっている、いわゆる法律制度が採られているから、配偶者のある者が婚姻届を提出しても通常の場合受理されることは有り得ない。婚姻届が受理されると、夫婦単位の戸籍が編製され夫及び妻の身分事項らんに婚姻した旨の記載がなされる。現在婚姻している者が再び婚姻届を提出しても添付されている戸籍抄本により重婚になることが発見できるのである。従って重婚の生ずる余地は極めてまれである。重婚の生ずるケースとして、

①戸籍事務管掌者<実際には戸籍吏>が戸籍記載等を見誤って二重に婚姻届を受理した場合

②離婚後再婚したところ、先の離婚が無効になるか、又は取消された場合 ③失踪宣言があった後、再婚したがその失踪宣言が取り消された場合 ④夫の戦死公報を受けた妻が再婚した後夫が生還した場合 ⑤外国で外国の方式により婚姻しておいた者がさらに日本に帰り日本で婚姻した場合等が挙げられる。本稿で取上げられた重婚問題はまさしく②のケースに該当するものである。

5——重婚の効果

「婚姻は、再性の合意のみに基づいて成立」という憲法第24条の精神からすると、A男・B女の前婚とA男・C女の後婚<重婚となる婚姻>とのいずれかにつき、協議離婚がなされることが望ましい。しかしこれができない場合、民法第744条の規定に基づいてA男・C女との後婚につき婚姻の取消をすることができることとされている。重婚を禁止した理由は、公益上から外ならないので、この取消はいわゆる公益取消にあたるものとされている。取消権者は当事者であるA男とC女、その親

族、当事者の配偶者B女または検察官であり、これらの取消権者の請求に基いて裁判所により取消される。この取消がなされない限り、A男とC女の婚姻は有効な婚姻として存続するから、戸籍には夫A男に妻B女、妻C女の記載が残されることになる。

6——重婚解消のための問題点

民法で重婚禁止の規定を設ける一方、刑法で重婚の罪を規定しているにもかかわらず、重婚の取消権者が取消を請求し、裁判所で取消さない限り、重婚はそのまま存続するところに問題がありはしまいか、またこれに対する解消策がなにかあるまいかと模索した結果を、次に記してみたい。

<1>重婚が戸籍に記載される過程においてなにかの処置がとれないものか。

①家庭裁判所でA男・B女の協議離婚無効の確定審判がなされる際、当然家庭裁判所で重婚となることを知りうるはずであるから、審判そのものが調停事件として取扱われていることから家庭裁判所において、申立人B女とその相手方A男に重婚となり、A男とC女の婚姻が取消し

の対象となる婚姻である旨を審判告知をする際に知らしめるような注意的処置はとれないものか。また取消権者の一人である検察官に通知することはできないものかということである。しかし家庭裁判所の機能として審判の客体となる事件の結果を告知する以上のことは家庭裁判所の機能を逸脱するという理論に立てば、重婚の取消については関与できないことになる。②B女の戸籍訂正申立を受理した新潟県津南町役場において、当事者く少くとも、申立人であるB女くに対し、A男・C女の婚姻が重婚であること及びこの婚姻を取消することができることについて、なんらかの処置をとることができたのではないか。③本籍地く神奈川県役所くで津南町役場から送付された申立書に基づいてB女の婚姻回復の戸籍訂正を行った時点でなんらかの処置をとることができたのではなかったか。②③について疑問がわいてくる。これらの場合、取消権者たるA男、B女、C女及び検察官に通知する程度のことはなすべきではないかと考えられる。そこで戸籍管掌者としての神奈川県長が、横浜地方法務局長にその処置について照会したところ、「重婚解消く離婚または婚姻取消くの措置をとらない限り、そのまましておく外

はないものと考える。」という回答が寄せられている。しかし東京法務局民事行政部戸籍課鈴木勝馬氏によると、これとはケースがやや違うが、「亡父と妻甲、乙2名が在籍する戸籍で、甲、乙いずれも復氏する意思がない場合には、婚姻取消の手續を指導する」という先例があることを書かれているく「戸籍時報」昭和46年7月号く「実務相談」く。このことは戸籍管掌者としてのとるべき一方策が示されているものと考えられる。く2く本事例のような「離婚後再婚したところ、先の離婚が無効になるか、又は取消された場合」の重婚を極力防止するために、協議離婚を離婚届出による簡単な方法によるのでなくもっと厳格な手續方法にしたならばということも考えられる。しかし重婚という極めて特殊なケースのために厳しく規制することにより戸籍上の婚姻と結婚生活の実態とが喰い違ってくることになるので、むしろ離婚手續を簡単にして実態と合うようにすることの方がより現実的であるという見解がとられている。く3く他方刑法第184条において重婚を刑事罰の対象とすることから、この面から重婚の解消はできないものか。刑事訴訟法第239条く告発く第2項に「官吏又は公吏はその職務を行

うことにより、犯罪があると思料するときは、告発しなければならない。」と規定している。仮に戸籍管掌者である市区町村長がA男、C女を重婚罪として告発して裁判の結果有罪とされても法体系の違う民法上の重婚を解消させることはできない。

7——結語

以上重婚の解消について模索してみたが、結局、取消権者であるA男、B女、C女、その親族または検察官が後婚の取消を裁判所に請求し、裁判所で取消されない限り、重婚は存続することになる。これはいつに取消権者の意思にかかっているものでこのことの中で、ただ戸籍管掌者はA男、B女、C女に婚姻の取消について行政指導をする程度のことは可能なことである。あるいはA男が死亡し遺産相続に関してトラブルが起きたときに、はじめて婚姻取消の問題が浮きぼりにされ重婚の解消にまで発展するかも知れない。法治国家として“重婚の禁止”“重婚の罪”を規定しながら、決め手のないままに重婚が放置されている点について、事務担当者として、心の底に残滓のようなものがこびりついているのをぬぐい切れない。またこのこ

とは法律上の盲点とも考えられるので、今後立法政策の問題点として解決すべきことがらではあるまいか。

参考文献

成毛鉄二編著「改訂戸籍の実務とその理論」

中川善之助責任編集「註釈親族法<上>」

綿引末男著「判例先例婚姻・離婚法」

「戸籍時報」6月号<No.157>

団藤重光著「刑法綱要各論」

我妻 栄著「新訂 民法大意 下巻」

追記

本稿で取上げた重婚の事務処理に関し、横浜地方法務局戸籍課課長補佐鹿志村芳晴氏及び保土ヶ谷区役所戸籍課長古池谷泉氏からいろいろ貴重なご意見をいただいたことが、本稿を執筆するに当り非常に役立ったことをこの誌上をお借りして、お礼申し上げます。またわたしの所属課の小川威君にも、本稿執筆に際し助言していただきました。なおこの拙文に対し、ご意見等をいただければ、幸いです。

<神奈川県役所戸籍課長>